



第12期

定時株主総会 招集ご通知

2021年10月1日～2022年9月30日

日時

2022年12月23日（金曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時30分）

場所

東京都新宿区西新宿1丁目6番1号
新宿エルタワー30階 サンスカイルームB1会議室

議決権行使期限

2022年12月22日（木曜日）午後5時30分まで

目次

▶ 第12期定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 会計監査人選任の件	
（添付書類）	
▶ 事業報告	9
▶ 計算書類	28
▶ 監査報告書	39

【新型コロナウイルス感染症対策について】

- 感染リスク低減のため、会場の座席間隔を広げて設置させていただきます。
ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様にはマスク着用、アルコール消毒、入口では検温をさせていただきますので、ご理解ご協力お願い申し上げます。
- 運営スタッフ及び登壇役員につきましてはマスクを着用させていただきます。
- お土産及びお茶のご用意はございませんのでご了承ください。
何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

証券コード 9212
2022年12月7日

株主各位

東京都文京区本郷7丁目3番1号
Green Earth Institute 株式会社
代表取締役CEO 伊原 智人

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡散防止のため、会場の座席間隔を広げて設置させていただきます。ご用意した席数を超えるご来場がございました場合には、ご入場いただけない可能性がございますことご了承願います。

また、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時00分
受付開始：午前9時30分～
2. 場 所 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー30階 サンスカイルームB1会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照頂き、お間違えのないようご注意願います。）
3. 目的事項
報告事項 第12期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告・計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以上

~~~~~  
©本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://gei.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 『新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ』

新型コロナウイルス感染及び拡散防止のため、本株主総会の開催方針を次のとおりとさせていただきます。株主の皆様におかれましては何卒ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### 【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康状態に関わらず、極力、**当日のご来場をお控えいただき、議決権行使につきましては、書面（郵送）での事前の行使をお願い申し上げます。**

### 【ご来場される株主様へのお願い】

- 本株主総会へご来場される株主様におかれましては、**マスクの着用、アルコール消毒液の使用、及び検温にご協力をお願い申し上げます。**なお、37.5℃以上の発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる方につきましては、入場をお断りする可能性がございます。
- 本株主総会の会場につきましては、座席間隔を広げて設置させていただきます。そのため、**ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。**
- お土産及びお茶（飲食ブース）のご用意はございませんのでご了承ください。

### 【当社の対応について】

- 当日は、当社出席者及び運営スタッフは、検温にて37.5℃以上の発熱のないことを確認のうえ、マスクを着用して対応いたします。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、並びに商号変更、及び本社の移転に伴う本店の所在地変更のため、当社の定款につき、次のとおり変更その他所要の修正を行うことの承認を得ようとするものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 本社の移転に伴い、本店の所在地を東京都文京区から新宿区へ変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br><br>(商号)<br>第1条 当社は、 <u>Green Earth Institute</u> 株式会社と称し、英文では <u>Green Earth Institute Co., Ltd.</u> と称する。<br><br>第2条 (条文省略)<br><br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。 | 第1章 総 則<br><br>(商号)<br>第1条 当社は、 <u>Green Earth Institute</u> 株式会社と称し、英文では <u>Green Earth Institute Co., Ltd.</u> と称する。<br><br>第2条 (現行どおり)<br><br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>1 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

当社定款第20条の規定に基づき、伊原智人、川嶋浩司、浦田隆治、本庄孝志、別所信夫の取締役5名（2021年9月6日開催の株主総会において選任）が本総会終結の時をもって任期満了となることから、同5名を重任することの承認を得ようとするものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地位及び担当                 | 所有する<br>当社の普通<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 1         | いばら ともひと<br>伊原 智人<br>(1968年3月30日生)  | 1990年 4月<br>2005年 7月<br>2011年 7月<br>2013年 1月<br>2013年 6月<br>2013年10月                                                     | 通商産業省 (現 経済産業省) 入省<br>株式会社リクルート 入社<br>内閣官房国家戦略室 任用<br>当社 入社<br>当社 取締役 就任<br>当社 代表取締役 就任 (現任)                                                                                                                                                                                       | 代表取締役<br>CEO<br>(経営全般) | 450,000株             |
| 2         | かわしま ひろし<br>川嶋 浩司<br>(1973年4月6日生)   | 1996年 4月<br><br>2013年10月<br>2016年 5月<br>2016年 6月                                                                         | 株式会社日本長期信用銀行 (現<br>株式会社新生銀行) 入社<br>当社 出向<br>当社 入社<br>当社 取締役 就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                | 取締役<br>(研究開発)          | 180,000株             |
| 3         | うらた りゅうじ<br>浦田 隆治<br>(1976年5月19日生)  | 1999年10月<br>2003年12月<br><br>2011年10月<br><br>2017年10月<br>2019年 6月<br>2019年11月                                             | 虎ノ門合同事務所 入所<br>ベリングポイント株式会社<br>(現 PwC コンサルティング合同会社) 入社<br>株式会社リクルート<br>(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社<br>RPAホールディングス株式会社 入社<br>当社 入社 管理部長<br>当社 取締役 就任 (現任)                                                                                                                              | 取締役CFO<br>(企画管理)       | 120,000株             |
| 4         | ほんじょう たかし<br>本庄 孝志<br>(1955年6月26日生) | 1978年 4月<br>1997年 4月<br>2000年 5月<br>2007年 4月<br><br>2008年 7月<br><br>2011年 9月<br>2011年12月<br><br>2015年 6月<br><br>2021年 6月 | 通商産業省 (現 経済産業省) 入省<br>兵庫県 出向<br>通商産業省 帰任<br>経済産業省 大臣官房審議官<br>(製品安全担当) 就任<br>財団法人地球環境産業技術研究機<br>構 (現 公益財団法人地球環境産<br>業技術研究機構) 専務理事 就任<br>当社 取締役 就任 (現任)<br>公益財団法人地球環境産業技術研<br>究機構 専務理事 就任 (現任)<br>グリーンフェノール株式会社 (現<br>グリーンケミカルズ株式会社)<br>取締役 就任 (現任)<br>二酸化炭素地中貯留技術研究組合<br>理事 就任 (現任) | —                      | —                    |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴<br>(重要な兼職の状況) |                           | 地位及び担当 | 所有する<br>当社の普通<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------|---------------------------|--------|----------------------|
| 5                                                                                                                                                                | べっしょ のぶお<br>別所 信夫<br>(1949年9月7日生) | 1978年 4月         | 日本合成ゴム株式会社 (現 JSR株式会社) 入社 | -      | -                    |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2002年 6月         | JSR株式会社 取締役 就任            |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2006年 5月         | 公益社団法人高分子学会 常任理事 就任       |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2007年 6月         | JSR株式会社 監査役 就任            |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2008年 5月         | 公益社団法人高分子学会 監事 就任         |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2009年 5月         | 公益社団法人日本工学会 監事 就任         |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2012年 7月         | 東京理科大学大学院 教授 就任           |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2017年 2月         | 株式会社RINCs 代表取締役 就任 (現任)   |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2018年 1月         | 株式会社M&Cデザイン 取締役 (現任)      |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2018年 3月         | 合同会社大黒祥 代表社員 (現任)         |        |                      |
|                                                                                                                                                                  |                                   | 2020年 2月         | 当社 取締役 就任 (現任)            |        |                      |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等                                                                                                                                          |                                   |                  |                           |        |                      |
| 別所 信夫氏は、化学メーカーにおける取締役としての経歴を有し、また、研究職としての経験を活かし、専門学会の理事や大学教授としての実績を有しています。同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立的な立場から、事業展開の推進、専門的見地からの技術的指導を担うことが期待されるものであります。 |                                   |                  |                           |        |                      |

注1. 各取締役候補者と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち、別所信夫氏は社外取締役候補者であります。

同氏の当社での社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年10カ月となります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害 (ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。) を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4. 当社の別所 信夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立取締役として届け出ております。



### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2022年12月23日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、当社は同監査法人と、監査工数が毎年増加していることから、監査工数及び監査報酬について協議いたしました。そのなかで同監査法人から第13期から第15期も監査工数の増加見込みに伴い、監査報酬についても第12期と比較して増加する見込みである旨意見をいただきました。そこで当社の事業規模や近年の当社の経営環境、業績等を踏まえた監査報酬の相当性を総合的に勘案した結果、監査役会の決議に基づき、会計監査人を見直すこととし、新たにMooreみらい監査法人を会計監査人として選任することの承認を得ようとするものです。

なお、会計監査人候補者の概要は次のとおりであります。

|                |                             |                                            |         |
|----------------|-----------------------------|--------------------------------------------|---------|
| 1.名称           | Mooreみらい監査法人                |                                            |         |
| 2.所在地          | 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル2階 |                                            |         |
| 3.代表者          | 理事長 代表社員 吉村 智明              |                                            |         |
| 4.沿革           | 1980年2月                     | 至誠監査法人を中央区日本橋室町に設立。                        |         |
|                | 1988年3月                     | 石渡・西村・中根共同事務所を清新監査法人として法人化。                |         |
|                | 1993年4月                     | Moore Stephens Internationalと提携。           |         |
|                | 2007年2月                     | きさらぎ監査法人を千代田区麹町に設立。                        |         |
|                | 2015年1月                     | 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併。                     |         |
|                | 2015年10月                    | 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人に名称変更。            |         |
|                | 2020年1月                     | Moore至誠監査法人に名称変更。                          |         |
|                | 2022年7月                     | Moore至誠監査法人ときさらぎ監査法人が合併、Mooreみらい監査法人に名称変更。 |         |
| 5.社員数・所属CPA数   | 2022年7月1日時点                 | 常勤 (名)                                     | 非常勤 (名) |
|                | 公認会計士である社員等                 | 28                                         | —       |
|                | 特定社員                        | 1                                          | —       |
|                | 所属公認会計士                     | 25                                         | 32      |
|                | その他の監査実施者                   | 19                                         | 2       |
|                | 合計                          | 73                                         | 34      |
| 6.監査対象の上場会社の状況 | 上場会社数 (社)                   | 19 (2022年7月1日時点)                           |         |

以上

(添付書類)

## 事業報告

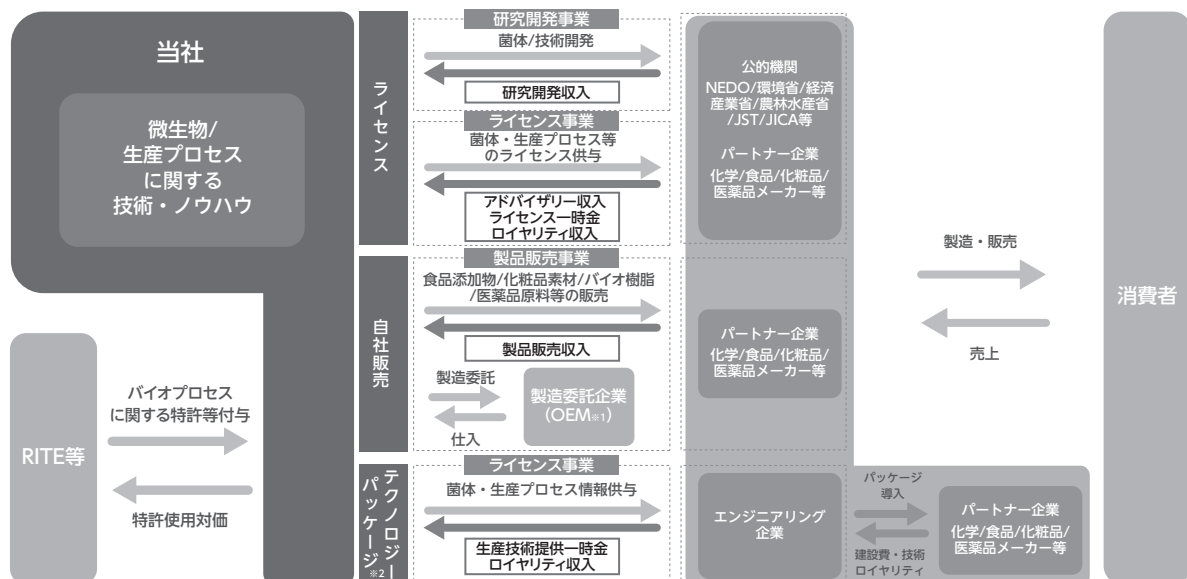
2021年10月1日から  
2022年9月30日まで

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 主要な事業内容

革新的なバイオプロセスを利用した、バイオマスを原料とするグリーン化学品やバイオ燃料にかかる技術開発及びライセンス、製品販売等の事業化を行っており、収益化の体系は、次の事業系統図のとおりライセンス、自社販売、テクノロジーパッケージで構成されております。



※1 OEM (Original Equipment Manufacturer) : 委託者のブランドで製品を生産すること、又は生産するメーカー

※2 現時点での実績はありませんが、将来計画している収益化手法であります。

##### ② 事業の経過及び成果

近年、米国や欧州等では、バイオテクノロジーと経済活動を一体化させた「バイオエコノミー」という概念に基づく総合的な戦略のもとに技術開発や政策が推進されております。

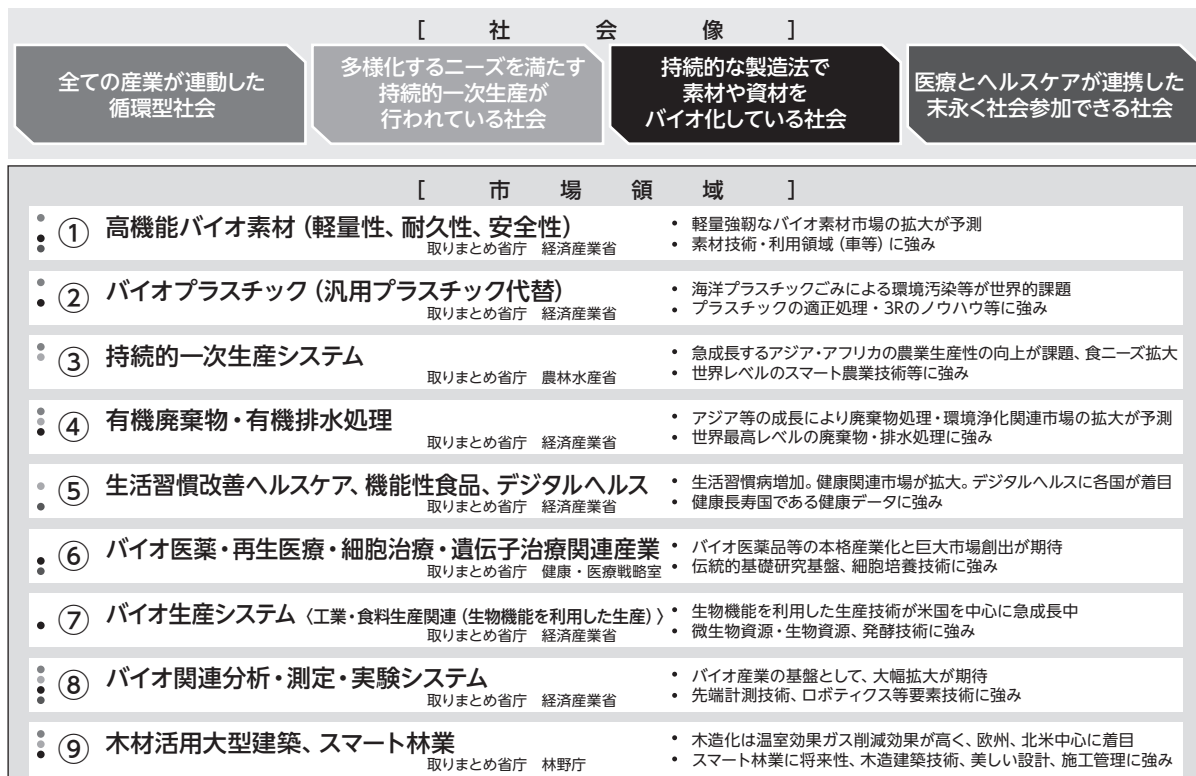
2022年9月に、米国で発表された [National Biotechnology and Biomanufacturing Initiative] のFACT SHEET launch-a-national-biotechnology-and-biomanufacturing-initiative/) では、バイオものづくりが今後10年以内に製造業の世界生産の3分の1を置き換え、金額換算で約30兆ドル (約4,000兆円) に達する

という分析がなされています。

また、経済協力開発機構（OECD）の公表する「The Bioeconomy to 2030（2009年）」によれば、世界のバイオエコノミーの市場規模は2030年にOECD加盟国のGDPの2.7%にあたる約1.6兆ドルに到達するとし、2000年代半ばと比較して約3倍の成長が予想されております。

一般的に「バイオ」で連想されるのは健康、医療及び農業であります。2030年に向けては燃料や樹脂等の工業用途が増加し、市場規模のうち工業分野の比率は最も大きい39%（農業分野36%、健康、医療分野25%）、6,000億ドルと予測されております。

日本においては、内閣府（統合イノベーション戦略推進会議）による「バイオ戦略2019（2019年6月11日）」、「バイオ戦略2020（基盤的施策）（2020年6月26日）」、「バイオ戦略2020（市場領域施策確定版）（2021年1月19日）」が公表され、「高機能バイオ素材・バイオプラスチック」や「有機廃棄物・有機排水処理」、「持続的一次生産システム」、「生活習慣改善ヘルスケア、機能的食品等」等の市場領域ごとの市場規模目標が設定され、2030年のバイオ市場規模総額92兆円が掲げられております。



（参照：「バイオ戦略フォローアップ説明資料」  
内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局（2021年6月））

これらのうち、市場領域①、②、④、⑦、⑧については、バイオものづくりの実践にあたり、品種開発から実用化に至るまでのスケールアップの課題が存在するとされており、民主導・産学連携によるバイオ製造実証拠点の整備を行い、バイオ製造基盤技術の確立に取り組むとされております。

この施策の一環として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は「[カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発] 基本計画」を策定し、バイモづくりプロジェクトを2020年度より始動しています。

当社は本プロジェクトの研究開発項目②「生産プロセスのバイオファウンドリ基盤技術開発」の「スマートセル時代のバイオ生産プロセス実用化を促進させるためのバイオファウンドリ拠点の確立」事業（以下、「バイオファウンドリ事業」という。）に採択され、2021年度よりバイオものづくりのプラットフォームとなることを目指して、三井化学株式会社茂原分工場内において、バイオファウンドリ拠点の一部を稼働し、さらに新設建屋を建設中であります。

(参考：NEDOニュースリリース  
([https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5\\_101544.html](https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101544.html)))

このような背景のもと、米国及び欧州を中心に微生物利用の工業化の競争が激化しておりますが、現在において微生物の効率的、安定的な利用が可能な微生物を使ったバイオものづくりの市場ははまだ未成熟であり、当社のバイオリファイナリー事業はこの新興市場へ先駆的に乗り出すものであります。

また、「バイオエコノミー」と並行して、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」という概念が取り上げられ、これまでは廃棄物としてみなされていたものを有用物に変換することが求められています。当社は、非可食バイオマスを原料として、バイオリファイナリー技術により、バイオ化学品に変換する技術、ノウハウを有しており、これらを使ったサーキュラーバイオ®プロジェクトを推進しております。

一方で、世界経済は、オミクロン変異株の発生により2022年以降の経済の拡大は鈍化しているものの、ワクチンの普及に伴い、新型コロナウイルス感染症による落込みからは回復しつつあります。また、ロシア・ウクライナ情勢に関連した急激な円安の進行、原材料価格やエネルギー価格の上昇により、依然として先行き不透明な状況が続くことが見込まれます。

このような状況下であるものの、世界的なバイオ化の潮流も受け、国策としてのバイオファウンドリ事業を執行中であり、また、国内大手企業とのバイオ樹脂原料にかかる研究開発契約の締結や新たなアミノ酸のライセンス契約の締結に至っております。

一方で、円安や物価高等による世界経済の先行きの不透明感から、パートナー候補企業が新規の研究開発の先延ばしや契約を断念するという状況が一部で発生したことや、一部のパイプラインの収益認識が翌期へ期ずれとなったこと等により、当事業年度の業績予想の売上高842,589千円、営業利益3,409千円に対して未達となり、どちらも業績予想に届かない結果となりました。

以上の結果、当事業年度は売上高585,161千円（前年同期比16.4%増）、営業損失99,065千円（前期営業損失63,373千円）、経常損失113,873千円（前期経常損失63,779千円）、当期純損失234,324千円（前期当期純損失74,135千円）となりました。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

注 バイオフィアウンドリ：合成生物学や未利用微生物の実用化も含めた微生物等の育種から生産に必要な大量培養に至るまでのバイオ生産システム

③ 資金調達の状況

2021年12月24日付で株式会社東京証券取引所マザーズ（現グロース市場）へ株式上場し、2021年12月23日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増資により940,000株、2022年1月25日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による増資により576,000株の新株式を発行し、それぞれ1,003,168千円及び614,707千円を調達しました。

④ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。なお、バイオフィアウンドリ事業におけるバイオフィアウンドリ拠点の設備投資については、事業期間中は本事業で取得した固定資産はNEDOの所有となるため、記載しておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                 | 第9期                          | 第10期                         | 第11期                         | 第12期<br>(当事業年度)              |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                    | 2018年10月1日から<br>2019年9月30日まで | 2019年10月1日から<br>2020年9月30日まで | 2020年10月1日から<br>2021年9月30日まで | 2021年10月1日から<br>2022年9月30日まで |
| 売上高 (千円)           | 202,040                      | 334,338                      | 502,559                      | 585,161                      |
| 経常損失 (△) (千円)      | △275,578                     | △113,960                     | △63,779                      | △113,873                     |
| 当期純損失 (△) (千円)     | △289,303                     | △116,424                     | △74,135                      | △234,324                     |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △107,460.61                  | △4,209.14                    | △8.67                        | △22.33                       |
| 総資産 (千円)           | 819,732                      | 574,472                      | 1,125,905                    | 3,384,306                    |
| 純資産 (千円)           | 441,092                      | 324,847                      | 800,711                      | 2,217,772                    |

注1. 当社は連結対象となる子会社及び関連会社を有していません。

2. 当社は、2019年11月15日開催の臨時株主総会及び2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、それぞれ株式1株につき10株、1株につき300株の分割を行いました。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、第9期の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移は次のとおりであります。

| 区分                 | 第9期                          | 第10期                         | 第11期                         | 第12期<br>(当事業年度)              |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                    | 2018年10月1日から<br>2019年9月30日まで | 2019年10月1日から<br>2020年9月30日まで | 2020年10月1日から<br>2021年9月30日まで | 2021年10月1日から<br>2022年9月30日まで |
| 1株当たり純資産額 (円)      | 53.16                        | 39.13                        | 87.75                        | 198.51                       |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △35.82                       | △14.03                       | △8.67                        | △22.33                       |

## (3) 主要な営業所等の状況 (2022年9月30日現在)

| 企業名称 | 事業所             | 所在地                     |
|------|-----------------|-------------------------|
| 当社   | 本社              | 東京都文京区<br>本郷7丁目3番1号     |
|      | Green Earth 研究所 | 千葉県木更津市<br>かずさ鎌足2丁目5番9号 |

#### (4) 使用人の状況（2022年9月30日現在）

| 企業名称 | 使用人数（名）<br>（前期末比） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|------|-------------------|---------|-----------|
| 当社   | 35<br>(5増)        | 46.6    | 3.8       |

注 上表は2022年9月末に在籍する当社の従業員を対象とし、派遣社員及び他社からの出向者を含みません。

#### (5) 主要な借入先及び借入額（2022年9月30日現在）

| 借入先          | 借入残高（千円） |
|--------------|----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 160,000  |
| 株式会社三井住友銀行   | 35,560   |

#### (6) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、現時点においては、新興市場であるバイオリファイナリー業界において先駆者優位性を獲得するためにも、事業成長への投資を優先しており、これはひいては株主への利益還元につながるかと考えております。

また、当社は、会社法第454条第5項に基づき、株主への機動的な利益還元を可能とするため、3月31日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行う旨の定款の規定を設けております。

将来的には、業績及び財務状況等を勘案しながら配当実施について検討していく方針であります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

#### (7) 対処すべき課題

最近では、地球環境問題等に対する関心が高まり、非石油由来のバイオ樹脂や生分解性のバイオ樹脂に対するニーズが強まっております。また、近年、サーキュラーエコノミー（循環経済）ということが叫ばれ、廃棄物の有効利用が求められており、当社が有している非可食バイオマスの利用とバイオリファイナリーの知見を使ったソリューションを提供してまいります。

こうした状況を踏まえ、バイオ燃料生産技術の確立、バイオ樹脂原料の研究開発、海外企業とのバイオ化学品の研究開発、食品残渣・農業残渣由来のバイオ化学品の事業化、バイオファウンドリ事業を始めとする国のプロジェクトの成功に向けた取組みを展開してまいります。

当社は、自社で開発、生産、販売するという単純なビジネスモデルではなく、様々なニーズや課題を抱える他社との研究開発を実施し、事業化可能な技術レベルまで発展させ、最適な商用化の形（ライセンス、自社販売又はテクノロジーパッケージ）を選択し、収益を確保してまいります。当社が、バイオリファイナリーという新しい市場で生き残り、成長していくために、いずれの選択についても、市場規模の大きい重厚型、かつ継続的な収入が得られる長大型の案件に集中し、事業を展開してまいります。

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)**

**(1) 発行可能株式総数**

|              |            |
|--------------|------------|
| 発行可能株式総数 (株) | 36,492,000 |
|--------------|------------|

**(2) 発行済株式総数**

|             |            |
|-------------|------------|
| 発行済株式総数 (株) | 11,146,000 |
| 普通株式        | 11,146,000 |

**(3) 株主数**

|         |       |
|---------|-------|
| 株主数 (名) | 5,546 |
| 普通株式    | 5,546 |

**(4) 上位10名の株主の状況**

| 大株主 (上位10名)                           |           |          |
|---------------------------------------|-----------|----------|
| 株主名                                   | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
| 公益財団法人地球環境産業技術研究機構                    | 1,800,000 | 16.14    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                   | 942,300   | 8.45     |
| 大田 誠                                  | 521,400   | 4.67     |
| 伊原 智人                                 | 450,000   | 4.03     |
| DIC株式会社                               | 417,000   | 3.74     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)               | 351,100   | 3.15     |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                       | 326,100   | 2.92     |
| エア・ウォーター株式会社                          | 300,000   | 2.69     |
| 電源開発株式会社                              | 240,000   | 2.15     |
| PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 | 235,400   | 2.11     |

**(5) 事業年度中に会社役員 (会社役員であったものを含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項**

該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

| 第2回新株予約権                |                                                                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数 (個)             | 3                                                                                                                               |
| 保有人数 (名)                | 1                                                                                                                               |
| 当社取締役 (社外取締役を除く。)       | 1                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (株) | 普通株式 9,000                                                                                                                      |
| 新株予約権の発行価額              | 無償                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円)      | 50                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間              | 2018年6月16日～2026年5月15日                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件             | 行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。<br>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 |

| 第4回新株予約権               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数(個)             | 600                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 保有人数(名)                | 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 当社取締役(社外取締役を除く。)       | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 当社監査役                  | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株) | 普通株式 180,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の発行価額(円)          | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)      | 60                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使期間             | 2019年11月18日～2029年11月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件            | <p>行使期間において次の各事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われたとき。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。ただし、資本政策目的等により、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該取引所における普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。</li> </ul> <p>行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>また、新株予約権の一部は行使できない。</p> |

| 第5回新株予約権                |                                                                                                                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数 (個)             | 570                                                                                                                                                         |
| 保有人数 (名)                | 2                                                                                                                                                           |
| 当社取締役 (社外取締役を除く。)       | 2                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (株) | 普通株式 171,000                                                                                                                                                |
| 新株予約権の発行価額              | 無償                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円)      | 60                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使期間              | 2021年11月16日～2029年11月15日                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使の条件             | 行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。<br>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。<br>また、新株予約権の一部は行使できない。 |

- (2) 当期中に当社使用人、子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要  
該当事項はありません。

### (3) 当事業年度末日におけるその他の新株予約権等の概要

当事業年度の末日に当社役員以外のものが有する新株予約権等の概要は次のとおりであります。

| 第2回新株予約権               |                                                                                                                                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個）             | 9                                                                                                                               |
| 保有者                    | 当社従業員                                                                                                                           |
| 保有人数（名）                | 3                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株） | 普通株式 27,000                                                                                                                     |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）      | 50                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使期間             | 2018年6月16日～2026年5月15日                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件            | 行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。<br>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 |

| 第3回新株予約権               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数(個)             | 70                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 保有者                    | 当社の外部協力先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 保有人数(名)                | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株) | 普通株式 21,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)      | 60                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間             | 2019年11月18日～2049年11月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使の条件            | <p>当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場の日が経過するまで行使することはできない。ただし、当社が上場日前の行使を別途認められた場合はこの限りでない。</p> <p>また、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使することができる。買収とは次のいずれかの場合を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。</li> <li>・当社がほかの会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社がほかの会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社が事業譲渡又は会社分割により、当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。</li> </ul> <p>なお、新株予約権の一部は行使できない。</p> |

| 第5回新株予約権               |                                                                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数（個）             | 995                                                                                                                                                         |
| 保有者                    | 当社従業員                                                                                                                                                       |
| 保有人数（名）                | 11                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株） | 普通株式 298,500                                                                                                                                                |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）      | 60                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年11月16日～2029年11月15日                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使の条件            | 行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。<br>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。<br>また、新株予約権の一部は行使できない。 |

#### 4. 役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

| 地位       | 氏名    | 担当   | 重要な兼職の状況                                                                                    |
|----------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役CEO | 伊原 智人 | 経営全般 | －                                                                                           |
| 取締役      | 川嶋 浩司 | 研究開発 | －                                                                                           |
| 取締役CFO   | 浦田 隆治 | 企画管理 | －                                                                                           |
| 取締役      | 本庄 孝志 | －    | 公益財団法人地球環境産業技術研究機構<br>専務理事<br>グリーンフェノール株式会社（現グリーンケミカルズ株式会社）<br>取締役<br>二酸化炭素地中貯留技術研究組合<br>理事 |

| 地位    | 氏名    | 担当 | 重要な兼職の状況                                                                       |
|-------|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 別所 信夫 | —  | 株式会社RINCs<br>代表取締役<br>株式会社M&Cデザイン<br>取締役<br>合同会社大黒祥<br>代表社員                    |
| 社外監査役 | 岡安 静夫 | —  | —                                                                              |
| 社外監査役 | 高 敏晴  | —  | 高敏晴会計事務所<br>代表<br>合同会社フライハイト<br>代表社員                                           |
| 社外監査役 | 増田 吉彦 | —  | 増田吉彦公認会計士事務所<br>代表<br>合同会社エムズコンサルティング<br>代表社員<br>RPAホールディングス株式会社<br>取締役（監査等委員） |

- 注1. 岡安 静夫氏は、複数の企業における監査役としての実績を有しております。
2. 高 敏晴氏、増田 吉彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有します。
  3. 別所 信夫氏並びに岡安 静夫氏、高 敏晴氏及び増田 吉彦氏は、会社法上の社外役員の要件を満たしていることから、2021年9月6日開催の臨時株主総会においてそれぞれ社外取締役及び社外監査役として選任されております。なお、社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他特別の利害関係はありません。
  4. 当社は、取締役及び監査役と責任限定契約を締結しておりません。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役並びに管理職従業員を対象として保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員又は従業員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
  6. 当社は、別所 信夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立取締役として届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分      | 支給<br>人数 | 報酬等の種類別の額  |             |            | 報酬等の<br>総額 |
|---------|----------|------------|-------------|------------|------------|
|         |          | 基本報酬       | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |            |
| 取締役     | 4名       | 44,400千円   | —           | —          | 44,400千円   |
| (社外取締役) | (1名)     | (1,800千円)  | —           | —          | (1,800千円)  |
| 監査役     | 3名       | 11,400千円   | —           | —          | 11,400千円   |
| (社外監査役) | (3名)     | (11,400千円) | —           | —          | (11,400千円) |
| 合計      | 7名       | 55,800千円   | —           | —          | 55,800千円   |

注1. 上表の( )は社外役員の報酬等であり、内書きであります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

当社は、会社設立時の2011年9月1日付で作成された定款において、取締役及び監査役の報酬等の総額を株主総会の決議によって決定することを規定しております。当該作成時点における役員の数、取締役5名であります。

取締役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。対象としている役員数は5名であります。

監査役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。対象としている役員数は3名であります。

## (4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しております。株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、次の基本方針をもとに、類似の会社規模、経営環境、業態の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして相対比較し、取締役会で決定する方針としております。

- ・当社のミッション、ビジョン、カンパニーゴールの達成に向けた貢献を勘案したものであること
- ・当社の成長を促すことを意識したものであること
- ・当社が経営を担うものに求める能力を備えた人材を確保できる報酬水準であること

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、職務の分担及び監査状況等を勘案し、監査役会で決定する方針としております。



(5) 社外役員の子な活動状況

| 地位    | 氏名    | 取締役会<br>出席回数      | 監査役会<br>出席回数      | 発言状況等                                                       |
|-------|-------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 別所 信夫 | 100%<br>(17回/17回) | —                 | 化学メーカーにおける経歴及び研究職としての見識に基づき、パイオリファイナリーに関する専門的見地からの発言を行っている。 |
| 社外監査役 | 岡安 静夫 | 100%<br>(17回/17回) | 100%<br>(12回/12回) | 金融機関等における業務執行の経歴に基づき、経営全般に対する監督機能として有益な発言を行っている。            |
| 社外監査役 | 高 敏晴  | 100%<br>(17回/17回) | 100%<br>(12回/12回) | 会計及び監査に関する見識に基づき、財務に関する専門的見地からの発言を行っている。                    |
| 社外監査役 | 増田 吉彦 | 100%<br>(17回/17回) | 100%<br>(12回/12回) | 会計及び監査に関する見識に基づき、財務に関する専門的見地からの発言を行っている。                    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額     |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額           | 25,000 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000 千円 |

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、次のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制に関し、「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- b 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的な意思決定を行う。
- c 取締役は、職務の執行状況及び重要と認められる事項等について、適宜、取締役会に報告する。

- ② 従業員の職務の実施が法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制
  - a 従業員は、職務権限規程に基づきその職務を実施し、法令、定款、その他の諸規程類及び社会規範等を遵守する体制を推進する。
  - b 内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、事業活動の全般にわたる管理、運用の制度及び業務執行の状況を、適法性及び合理性の観点から検討、評価し、改善への助言や提案等を行う。
  - c 内部通報制度を整備し、役員及び従業員が、社内の法令等の違反行為について、不利益な取扱いを受けることなく、社内外に設置された窓口に通報できるよう、内部通報制度を整備し、窓口へ寄せられた情報については、調査を実施し、適切に処理する。
- ③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務の執行に関する文書等については、文書管理規程に従い、定められた期間において適切に保存及び管理を行う。
  - b 情報セキュリティ規程に基づき、第三者からのアクセス制限及び社内ネットワークの安全性の確保を図り、情報資産を保全する。
- ④ 損失の危険の管理に関する体制
  - a 内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、内部監査によるリスクの把握とその評価及び改善指示を行い、各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - b リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、全社的なリスクの管理及び顕在化した又は顕在化する恐れのあるリスクへの迅速な対応を実施する。
  - c 経営上の重大なリスク及びその他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告し、必要に応じて適切な対応を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告にかかる内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図る。
  - b 会計監査人は、財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - a 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名する。
  - b 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行う。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。
  - c 補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、その指示の実効性を確保する。

- ⑦ 取締役及び従業員又はこれらのものから報告を受けたものが監査役に報告をするための体制並びに当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a 取締役及び従業員は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時事業及びその他の事項に関する報告を行う。
  - b 取締役は、会社に著しい損害が生ずる恐れがある事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができる。
  - c 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び従業員に対し不利な取扱いを行わない。
  
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理にかかる方針に関する事項
  - a 監査役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
  - b 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めるその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができるよう、その機会を確保する。
  - c 監査役は、随時会計システム等の社内の情報システムの情報を閲覧することができる。
  - d 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
  
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - a 反社会的勢力について、反社会的勢力対応規程に基づき、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していく。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制として、取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を確保しております。また、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役監査を実施し、監査結果を監査役会において協議して、適宜取締役への助言、提言を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催予定し、全社的なリスクを把握、管理して、リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化に努めております。

業務の統制については、当社の組織及び事業の状況を踏まえ、法令に準拠して、規程類の制定及び改廃、並びに管理システムによる運用を行っております。

これらのコンプライアンスや管理体制の順守につき、全部門を対象に内部監査及び監査役監査を実施し、業務の適法性、合理性及び効率性の担保に努めています。

## 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目            | 金額               | 科目              | 金額               |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)        |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>   | <b>3,384,305</b> | <b>流動負債</b>     | <b>974,846</b>   |
| 現金及び預金        | 2,740,969        | 1年内返済予定の長期借入金   | 4,070            |
| 受取手形及び売掛金     | 87,640           | 未払金             | 34,900           |
| 仕掛品           | 149,623          | 未払法人税等          | 14,894           |
| 貯蔵品           | 2,191            | 前受金             | 46,050           |
| 前渡金           | 16,645           | 仮受金             | 871,779          |
| 前払費用          | 4,016            | その他             | 3,152            |
| 立替金           | 380,307          | <b>固定負債</b>     | <b>191,686</b>   |
| 未収消費税等        | 5,892            | 長期借入金           | 191,490          |
| 貸倒引当金         | △2,979           | 長期未払金           | 196              |
| <b>固定資産</b>   | <b>0</b>         | <b>負債合計</b>     | <b>1,166,533</b> |
| <b>有形固定資産</b> | <b>0</b>         | (純資産の部)         |                  |
| 建物(純額)        | 0                | <b>株主資本</b>     | <b>2,217,592</b> |
| 建物附属設備(純額)    | 0                | <b>資本金</b>      | <b>1,596,272</b> |
| 機械及び装置(純額)    | 0                | <b>新株式申込証拠金</b> | <b>5,040</b>     |
| 工具、器具及び備品(純額) | 0                | <b>資本剰余金</b>    | <b>1,586,272</b> |
| <b>無形固定資産</b> | <b>0</b>         | 資本準備金           | 1,586,272        |
| ソフトウェア        | 0                | <b>資本剰余金合計</b>  | <b>1,586,272</b> |
|               |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>△969,992</b>  |
|               |                  | その他利益剰余金        | △969,992         |
|               |                  | 繰越利益剰余金         | △969,992         |
|               |                  | <b>利益剰余金合計</b>  | <b>△969,992</b>  |
|               |                  | 新株予約権           | 180              |
|               |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,217,772</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>3,384,306</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>3,384,306</b> |

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額      |
|--------------|---------|----------|
| 売上高          |         | 585,161  |
| 売上原価         |         | 255,414  |
| 売上総利益        |         | 329,747  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 428,812  |
| 営業損失 (△)     |         | △99,065  |
| 営業外収益        |         |          |
| 受取利息         | 20      |          |
| 為替差益         | 9,659   |          |
| 助成金収入        | 1,919   |          |
| その他          | 866     | 12,466   |
| 営業外費用        |         |          |
| 支払利息         | 869     |          |
| 株式交付費        | 6,775   |          |
| 上場関連費用       | 19,569  |          |
| その他          | 60      | 27,274   |
| 経常損失 (△)     |         | △113,873 |
| 特別利益         |         |          |
| 固定資産売却益      | 20      | 20       |
| 特別損失         |         |          |
| 固定資産除却損      | 87      |          |
| 減損損失         | 109,628 | 109,716  |
| 税引前当期純損失(△)  |         | △223,569 |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 10,754   |
| 当期純損失 (△)    |         | △234,324 |

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

2021年10月1日から  
2022年9月30日まで

(単位：千円)

|           | 株主資本      |                  |           |                 |                                 |                 | 株主資本<br>合計 | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------------|---------------------------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
|           | 資本金       | 新株式<br>申込<br>証拠金 | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                           |                 |            |           |           |
|           |           |                  | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |           |
| 当期首残高     | 773,100   | —                | 763,100   | 763,100         | △735,668                        | △735,668        | 800,531    | 180       | 800,711   |
| 当期変動額     |           |                  |           |                 |                                 |                 |            |           |           |
| 新株の発行     | 823,172   | 5,040            | 823,172   | 823,172         |                                 |                 | 1,651,385  |           | 1,651,385 |
| 当期純損失 (△) |           |                  |           |                 | △234,324                        | △234,324        | △ 234,324  |           | △234,324  |
| 当期変動額合計   | 823,172   | 5,040            | 823,172   | 823,172         | △234,324                        | △234,324        | 1,417,060  | —         | 1,417,060 |
| 当期末残高     | 1,596,272 | 5,040            | 1,586,272 | 1,586,272       | △969,992                        | △969,992        | 2,217,592  | 180       | 2,217,772 |

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|     |                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 製品  | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。   |
| 貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

|                                        |                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 有形固定資産                                 | 定額法を採用しております。                                    |
| （リース資産を除く）                             | なお、主な耐用年数は次のとおりであります。                            |
|                                        | 建 物 38年                                          |
|                                        | 建物附属設備 15年                                       |
|                                        | 機械及び装置 4～8年                                      |
|                                        | 工具、器具及び備品 3～8年                                   |
| 無形固定資産                                 | 定額法を採用しております。                                    |
| （リース資産を除く）                             | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| リース資産<br>（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。              |

#### (3) 繰延資産の処理方法

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 株式交付費 | 支出時に全額費用処理しております。 |
|-------|-------------------|

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

|       |                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|



## (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

### ライセンス

#### 研究開発事業

本事業においては、研究開発やパイロットテスト、研究役務の実施等の受託業務の研究開発収入が該当します。これらの履行義務は契約期間における受託業務の実施であり、業務が完了し、その成果物である報告書等が検収された時点で履行義務が充足されるものとして、収益認識しております。

#### ライセンス事業

本事業においては、ライセンス契約にかかるライセンス一時金やロイヤリティ収入等が該当します。ライセンス一時金は、当社が保有するライセンス(知的財産)をパートナー企業に貸与すること、又は契約で設定したライセンス条件(ライセンスを使用した商品の販売開始や一定の販売量への到達等)の達成が履行義務であり、前者はライセンス契約の締結時点、後者は当該条件の達成時点で履行義務が充足されるものとして、収益認識しております。

また、ロイヤリティ収入は、契約期間におけるパートナー企業へのライセンスの供与が履行義務であります。そのため、パートナー企業の売上高等の発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金等として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 3. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                     | 金額      |
|---------------------|---------|
| 研究開発 (Stage2)       | 411,411 |
| ライセンス・製品販売 (Stage3) | 173,750 |
| 顧客との契約から生じる収益       | 585,161 |
| その他の収益              | —       |
| 外部顧客への売上高           | 585,161 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度   |        |
|---------------|---------|--------|
|               | 期首残高    | 期末残高   |
| 顧客との契約から生じた債権 |         |        |
| 受取手形及び売掛金     | 164,829 | 87,640 |
| 契約負債          |         |        |
| 前受金           | 16,340  | 46,050 |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、ライセンス収入については、パートナー企業の販売実績に基づくロイヤリティのため、注記の対象には含めておりません。

#### 4. 会計方針の変更に関する注記

##### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当事業年度の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

##### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

#### 5. 表示方法の変更に関する注記

##### 貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「立替金」及び「流動負債」の「その他」に含めておりました「仮受金」は、金額的重要性が増したことから、当事業年度より独立掲記することとしております。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

190,274千円

## 7. 損益計算書に関する注記

### 固定資産の減損損失

| 場所                          | 用途   | 種類        | 減損損失<br>(千円) |
|-----------------------------|------|-----------|--------------|
| Green Earth研究所<br>(千葉県木更津市) | 研究開発 | 建物        | 6,486        |
|                             |      | 建物附属設備    | 9,730        |
|                             |      | 機械及び装置    | 78,480       |
|                             |      | 工具、器具及び備品 | 3,869        |
|                             |      | ソフトウェア    | 11,061       |
| 合計                          |      |           | 109,628      |

#### ① 資産のグルーピング方法

当社はバイオリファイナリー事業のみの単一セグメントであり、特定のパイプラインにのみ用いる固定資産がないことから、当社のすべての固定資産を一つのグループとしております。

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

当社はプラットフォームとなるために必要な研究開発基盤の構築（投資）段階にあり、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると認められたため、当事業年度末において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、事業計画にはライセンス・製品販売事業の収益拡大に係る仮定が含まれています。

しかし、当事業年度の業績を受けて、資産グループの経済的耐用年数内にライセンス契約締結や製品販売による収益を得ることについて不確実性が高まったと判断しており、割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、事業計画の不確実性を加味し、一部のパイプラインを将来の収益獲得を見込まずに判定いたしました。

その結果、中期経営計画に基づく割引前キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回っていたことから、帳簿価額の回収可能価額を正味売却価額及び使用価値による測定の結果零とし、帳簿価額を備忘価額まで減額、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### ③ 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額及び使用価値より測定しており、正味売却価額はバイオリファイナリー事業特有の資産であり、売却やほかへの転用が困難な資産であることから零で評価しております。

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

|             |            |
|-------------|------------|
| 発行済株式総数 (株) | 11,146,000 |
| 普通株式        | 11,146,000 |

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 706,500株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金及び減損損失であります。なお、回収可能性を勘案した結果、全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して、運用を行っております。

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握して、リスク軽減を図っております。

営業債務は、そのほとんどが債務発生月より1ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金は、主に研究開発費にかかる資金調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日現在における、金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収消費税等、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                         | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|-------------------------|----------|---------|------|
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 195,560  | 195,104 | △455 |
| 負債計                     | 195,560  | 195,104 | △455 |

#### 注 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 12. 1株当たり情報に関する注記

##### (1) 1株当たり純資産額

198円51銭

##### (2) 1株当たり当期純損失

22円33銭

#### 13. その他追加情報の注記

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染が持続していることから、当社においても今後の業績に影響が及ぶ可能性があります。そのため、2023年9月期の中期経営計画については、2023年9月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定し、入国制限措置等の事業活動への制限を考慮して策定しており、当事業年度の計算書類の作成にあたっては、当該中期経営計画を主要な情報として、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月11日

Green Earth Institute 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 昇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Green Earth Institute 株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月14日

Green Earth Institute株式会社 監査役会

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 岡安 静夫 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 高 敏晴  | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 増田 吉彦 | ㊞ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

新宿エルタワー30階 サンスカイルームB1会議室

交通の  
ご案内

新宿駅（JR線・小田急線・京王線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線）より徒歩5分  
西武新宿駅（西武新宿線）より徒歩10分

